

名古屋市地域防災計画

— 産業災害対策計画編 —

＜令和5年6月・修正案＞

名古屋市防災会議

産業災害対策編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 3 章 災害応急対策計画				
57	28	第 3 節 災害広報<u>(追加)</u> 市及び関係企業は、産業災害が発生した場合における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、必要に応じ災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知徹底するよう災害広報に努める<u>(追加)</u>ものとする。 第 1～3 (略) <u>(追加)</u>	第 3 節 災害広報・<u>広聴</u> 市及び関係企業は、産業災害が発生した場合における人心の安定と社会秩序の維持を図るため、必要に応じ災害の状況、災害応急対策の実施状況等を住民に周知徹底するよう災害広報に努める<u>とともに、広聴活動を実施する</u>ものとする。 第 1～3 (略) <u>第 4 広聴活動の実施</u> <u>市は、市民の不安を解消するとともに、被災者のニーズを把握するため、すみやかに広聴体制の確立を図り、他部及び防災関係機関、さらには専門家の協力を得て広聴活動を実施する。</u>	防災活動体制の見直しに伴う修正